



11月のお知らせ

来所される方へのお願い

感染症対策のため、以下の対応をお願いします。

☆マスクの着用は個人の判断が基本になっておりますが、当センターでの面談をする際にはマスクの着用をお願いします。

☆来所時の検温と手指消毒
※37.5℃以上の場合や体調が優れない場合は面談を延期します。

お知らせは
奇数月の発行と
なりました。



★感染症について

今年はコロナに加えて、冬になる前からインフルエンザが大流行していますね。予防接種を受けられる方はお早めに検討してみてください。



☆年末調整を行う時期になりました。

1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収された税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

次のいずれかに該当する人は年末調整の対象となりますので、手続きを行きましょう。

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人
 - ①死亡により退職した人
 - ②著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年度中に再就職ができないと見込まれる人
 - ③12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年度に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。）
- (4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により非居住者となった人

☆「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

①障害者雇用の方は2か所にチェック☑

②交付されている手帳の種類・

交付年月日、障害の程度（等級）の記載も忘れずに！

(下記参照↓)



横浜東部就労支援センター

〒221-0045

横浜市神奈川区神奈川 2-14-17

加瀬ビル 3階 301号室

TEL : 045-450-5181

FAX : 045-450-5185

センター開所時間 :

午前8時45分～午後5時15分

(土、日、祝祭日休)

～ほっとひとこと～

最近のマイブームは、近所のお店をめぐること。

特に、街中華のお店にハマっています。横浜と言えば中華街が有名ですが、家の近くにも美味しい中華店がたくさんあることに気付き、毎回違うメニューを頼むようにしています。

みなさんのおススメのお店、是非教えてくださいね。(S.M)



障害者 障害者手帳、ひとり親又は勤労学生	障害者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	専業主婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、表面の2. 記載についての注意①②をお読みください。)	異動月日及び事由
	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	専業主婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、表面の2. 記載についての注意①②をお読みください。)	異動月日及び事由
	一般の障害者	☑		()	()	身体障害者手帳 (交付日:平成29年11月6日)	
	特別障害者	()	()	()	()	身体障害者C級	
	同区特別障害者	()	()	()	()		